

中核機関を設置しました!

中央区では、令和3年4月に、成年後見支援センター「すてっぴ中央」を**中核機関**と位置付け、中央区と「すてっぴ中央」が一体となって成年後見制度の利用を促進していくこととしました。



中核機関はどんなことをしているの?

制度をより多くの人に知っていただくための広報活動や、制度に関する相談の受付などを行います。また、**地域連携ネットワーク**を構築しさまざまな人が関わることで、本人の意向に沿った支援を実現するためのサポートを行います。



地域連携ネットワークってなんのこと?

おとしより相談センターなどの相談機関や法律・福祉の専門職、行政などが一体となり、連携・協力して本人と後見人等を支援する仕組みです。この仕組みにより、後見人等はより適切な活動が行えるようになり、本人は安心して制度を利用することができます。



お問い合わせ・ご相談

「すてっぴ中央」では、成年後見制度利用のための具体的な手続きや、制度に関する疑問などの相談をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

社会福祉法人中央区社会福祉協議会
成年後見支援センター「すてっぴ中央」

所在地：〒104-0032 中央区八丁堀 4-1-5

☎ **03-3206-0567**

🔍 すてっぴ中央 **検索**

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
(土日祝日・年末年始除く)



ご存じですか

成年後見制度

住み慣れた地域で自分らしく
安心して暮らしていくために



成年後見制度ってどんな制度？

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方は、自分の財産を管理したり、福祉サービスを受けるための契約を結んだりすることが難しい場合があります。

そのような方が自分らしく安心して暮らせるよう、後見人等が、本人のために活動し、本人の意思を尊重しながら生活や財産を守る制度です。

このような時に後見人等は必要です

医療や福祉サービスの契約を自分ですることが難しい



言われるがまま契約してしまい、キャンセルができない



大きな買い物や、生活のお金の管理が自分では難しい



最近物忘れが激しく、ひとり暮らしのため老後が不安だ



※本人の介護や付き添い、医療行為の同意、身元保証、結婚や養子縁組の手続きなどは、後見人等の仕事に含まれません。

このような人たちが後見人等に選ばれています

後見人等は、本人にどのような支援が必要かなどの事情に応じて、本人にふさわしい方を家庭裁判所が選びます。

- 親族（親、子、兄弟など）
- 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職
- 社会貢献型後見人等（市民後見人等）
- 社会福祉法人、NPO 法人などの法人

成年後見制度の種類

判断能力が不十分になる前に

任意後見制度

将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ誰に何を頼みたいか決めておき、公正証書で任意後見契約を締結します。判断能力が低下した場合には、契約の相手方が任意後見人として本人を支援します。

判断能力が不十分になってから

法定後見制度

すでに判断能力が不十分で支援が必要な方のために、家庭裁判所が後見人等（補助人、保佐人、後見人）を選ぶ制度です。
※ご本人の判断能力によって補助・保佐・後見の3つの制度が用意されています。

種類	法定後見制度			任意後見制度
	後見	保佐	補助	任意後見契約
対象者 (支援を受ける方)	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方	現時点で判断能力がある方
具体的な例	買い物などの日常生活や財産管理が一人ではできない	日常の買い物程度は一人で行えるが、重要な財産管理などはできない	基本的には財産の管理は自分で行えるが重要な財産管理などを一人で行うのが不安	今は十分な判断能力があるが将来に備えて準備をしておきたい



申立ての流れ（法定後見制度の場合）

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所への申立てが必要になります。

※一般的な申立ての流れおよび期間を示しています。状況により、後見人等の活動開始にまでに要する日数が変わる場合があります。

1～2か月

申立て（本人・配偶者・4親等内の親族・区長など）

申立書や医師の診断書など必要な書類を用意し、家庭裁判所に提出します。

〈申立てに必要なもの〉

- 申立書 診断書
- 戸籍抄本 住民票
- 登記されていないことの証明書
- 収入印紙 郵便切手 など



1～3か月

調査等

家庭裁判所が、申立人・後見人等の候補者に対して事情を聞いたり、本人に意思の確認をしたりします。
必要があるときは本人の判断能力について鑑定が行われます。



2週間

後見等事務開始

後見人等は本人の身の回りに配慮しながら、財産の管理などを行います。



中央区ではこんな支援をしています

- 区長による申立て
身寄りがないなどの理由で親族による申立てができない場合は、中央区長が申立てを行います。
- 後見人に対する報酬の助成
後見人に対する報酬を負担することが困難な方で、一定の要件に該当する方を対象に、報酬の助成を行います。

